

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年11月10日（平成29年（行情）諮問第432号）

答申日：平成30年12月20日（平成30年度（行情）答申第358号）

事件名：南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊に対するいわゆる「  
駆け付け警護」の任務付与に当たっての決裁関連文書の一部開示決  
定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「南スーダン共和国ミッションへの自衛隊施設部隊にいわゆる『駆け付け警護』の任務付与にあつての決裁関連文書の全て。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる4文書（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年6月30日付け防官文第10289号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求書

ア 他にも文書が存在するものと思われる。

国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、当該行政機関が保有しているもの」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）である。

そこで本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求めるものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されて

いる情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。

キ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

## (2) 意見書

諮問庁では変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに処分を行っている。

諮問庁は理由説明書で、本件請求文書の履歴情報等について「防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく」と主張している。

ところが、平成28年7月1日付けFAX及び同月15日付けFAXによれば、開示実施の担当窓口では、変更履歴情報等について付随を避ける措置を施した上で、複写の交付を行っていると説明している。

そもそも変更履歴等が利用又は保存されていなければ、当該説明のような付随を避ける措置を施す必要がない。

したがって、上記FAXの説明に従えば、諮問庁は変更履歴情報等が存在しても開示対象と扱わずに開示決定等を行っている疑いがある。

本状から推測するに、おそらく開示実施を直接担当している職員は、変更履歴情報等が開示対象になり得るという事実を知らずに開示実施

を遂行しているものと思料される。

そこで改めて変更履歴情報等の有無を確認するとともに、その情報について開示決定等をやり直すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件開示請求については、法11条を適用して、平成29年6月30日まで開示決定等の期限を延長し、まず、同年1月17日付け防官文第413号により、先行開示決定処分を行った後、本件対象文書を特定し、法9条1項の規定に基づき、同年6月30日付け防官文第10289号により、法5条3号に該当する文書を不開示とする原処分を行った。

#### 2 法5条該当性について

別表のとおり。

#### 3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、PDFファイル形式以外の電磁的記録はない。

なお、審査請求人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の記録形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の記録形式は明示していない。

- (2) 審査請求人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような『本件対象文書の内容と関わりのない情報』との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。

- (3) 審査請求人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが

本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件審査請求が提起された時点においては、審査請求人は複写の交付を受けていない。

- (4) 審査請求人は、「『行政文書』に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しないか、特定を求める」として紙媒体の特定を求めるが、本件対象文書については、紙媒体も特定している。
- (5) 審査請求人は、「本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手数料を改めて提示すべきである。」として、開示実施手数料の見直しを求めるが、上記(4)のとおり、本件対象文書については紙媒体についても特定しており、それに見合った開示実施手数料を通知している。
- (6) 審査請求人は、「記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。」として、原処分において一部を不開示とした決定の取消しを主張するが、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、その一部が別表のとおり同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。
- (7) 以上のことから、審査請求人の主張はいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年11月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月21日 審議
- ④ 同年12月4日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 平成30年12月4日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同月18日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、別紙に掲げる4文書である。

審査請求人は、原処分の取消し及び本件対象文書の電磁的記録の特定を求めており、諮問庁は、本件対象文書の一部が法5条3号に該当するとして不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果に基づき、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、諮問庁から次のとおり説明があった。

ア 文書1及び文書2は、それぞれ紙媒体の文書及びPDF形式の電磁

的記録を保有している。

このうち、紙媒体の各文書については、いずれも防衛省内部部局内の決裁終了後、決裁文書として保存したものであり、PDF形式の電磁的記録については、いずれも紙媒体の各決裁文書をスキャナで読み込んでPDF化したものである。

イ 文書3及び文書4は、いずれも紙媒体の文書であり、文書3については統合幕僚監部内の決裁終了後、文書4については中央即応集団司令部内の決裁終了後、それぞれ紙媒体の決裁文書を保存したものである。よって、防衛省においていずれの電磁的記録も保有していない。

ウ 原処分に当たり、関係部署において、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、文書1及び文書2のPDF形式の電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録の保有は確認できなかった。

エ 本件審査請求を受け、確実に期すために再度上記ウと同様の探索を行ったが、文書1及び文書2のPDF形式の電磁的記録以外に本件対象文書の電磁的記録の保有は確認できなかった。

(2) 本件対象文書には手書きの書き込み等があることから、これらはいずれも元々紙媒体の文書として作成されたものであると認められる。これを踏まえると、紙媒体の文書1及び文書2をそれぞれスキャナで読み込んで作成したPDF形式の電磁的記録の外に本件対象文書の電磁的記録を保有していない旨の諮問庁の上記(1)の説明が不自然、不合理とはいえず、他に電磁的記録の存在をうかがわせる事情も認められないことから、防衛省において、文書1及び文書2の電磁的記録の外に本件請求文書に該当する文書(電磁的記録)を保有しているとは認められない。

### 3 不開示情報該当性について

#### (1) 自衛隊の運用に関する情報

文書2の6枚目及び16枚目の6項、文書3の10枚目の1項、24枚目及び34枚目の6項並びに文書4の20枚目ないし22枚目の各不開示部分には、南スーダン国際平和協力業務に係る自衛隊の運用に関する情報が記載されている。

当該部分は、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、悪意を有する相手方をして、その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

#### (2) 自衛隊の組織及び定員に関する情報

文書2の8枚目の4項、9枚目、10枚目、16枚目の4項、18枚目及び19枚目、文書3の14枚目、15枚目、26枚目の4項、27

枚目， 28枚目， 34枚目の4項， 36枚目及び37枚目並びに文書4の72枚目ないし82枚目及び83枚目ないし85枚目の最上段の各不開示部分には， 南スーダン国際平和協力業務に係る自衛隊の組織及び定員に関する情報が記載されている。

当該部分は， これを公にすることにより， 自衛隊の態勢及び能力が推察され， 自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして， その弱点をついた行動を採ることが可能となるなど， 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ， ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので， 法5条3号に該当し， 不開示としたことは妥当である。

### (3) 自衛隊の装備に関する情報

文書2の8枚目の5項及び16枚目の5項， 文書3の26枚目の5項及び34枚目の5項並びに文書4の83枚目ないし85枚目（上記(2)に掲げる部分を除く。）の各不開示部分には， 南スーダン国際平和協力業務に係る自衛隊の装備に関する情報が記載されている。

当該部分は， これを公にすることにより， 自衛隊の態勢及び能力が推察され， 自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして， その弱点をついた行動を採ることが可能となるなど， 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ， ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので， 法5条3号に該当し， 不開示としたことは妥当である。

### (4) 自衛隊の通信に関する情報

文書3の10枚目（上記(1)に掲げる部分を除く。）並びに文書4の25枚目， 26枚目の2項(1)， 70枚目及び71枚目の各不開示部分には， 自衛隊の通信に関する情報が記載されている。

当該部分は， これを公にすることにより， 自衛隊の通信要領及び手法が推察され， 自衛隊の活動を阻害しようとする相手方をして， その対抗措置を講ずることを可能ならしめるなど， 自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ， ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので， 法5条3号に該当し， 不開示としたことは妥当である。

### (5) 自衛隊の情報業務に関する情報

文書3の11枚目， 12枚目及び16枚目ないし23枚目並びに文書4の26枚目（上記(4)に掲げる部分を除く。）及び27枚目ないし30枚目の各不開示部分には， 自衛隊の情報業務に関する情報が記載されている。

当該部分は， これを公にすることにより， 自衛隊の情報業務に関する能力， 情報関心等が推察され， 悪意を有する相手方をして， その対抗措

置を講ずることを可能ならしめるなど、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

原処分において、本件対象文書の一部の頁については、複数の不開示理由が提示されているが、これらの頁の不開示部分のうちいずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されておらず、各不開示理由と不開示とされた部分との対応関係が不明であり、求められる理由の提示として十分とはいえない。

行政手続法8条1項の趣旨を踏まえると、特定の行政文書について不開示理由が複数ある場合には、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がいずれの部分もそれぞれの不開示理由に対応しているのかが当然知り得るような場合を除き、いずれの部分もそれぞれの不開示理由に該当するのかが特定されなければならない。

したがって、原処分における理由付記は、行政手続法8条1項の趣旨に照らし、適切さを欠くものといわざるを得ず、処分庁は、今後の対応において、上記の点につき留意すべきである。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久

別紙（本件対象文書）

- 文書 1 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令について（決裁文書）
- 文書 2 南スーダン国際平和協力業務の実施に関する自衛隊行動命令の一部を変更する自衛隊行動命令（自行平命第 33 号。28. 11. 180000）（決裁文書）
- 文書 3 南スーダン国際平和協力業務の実施に関する統合幕僚長指令の一部を変更する統合幕僚長指令（統合幕僚長指令第 33 号電（28. 11. 18））（決裁文書）
- 文書 4 南スーダン国際平和協力業務の実施に関する中央即応集団行動命令の一部を変更する中央即応集団行動命令（中即集団行平命第 2-26 号電（28. 11. 181500i））（決裁文書）

別表

文書2 南スーダン国際平和協力業務の実施に関する自衛隊行動命令の一部を  
 変更する自衛隊行動命令（自行平命第33号。28.11.18 00  
 00）（決裁文書）

不開示とした部分	不開示とした理由
6枚目及び16枚目のそれぞれ一部	国際平和協力業務の実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8枚目から10枚目まで、16枚目、18枚目及び19枚目のそれぞれ一部	国際平和協力業務を実施する部隊の編制に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8枚目及び16枚目のそれぞれ一部	国際平和協力業務を実施する部隊の装備に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用能力が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

文書3 南スーダン国際平和協力業務の実施に関する統合幕僚長指令の一部を  
 変更する統合幕僚長指令（統合幕僚長指令第33号電（28.11.18））（決裁文書）

不開示とした部分	不開示とした理由
10枚目、24枚目及び34枚目のそれぞれ一部	国際平和協力業務の実施要領に関する情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の運用要領が推察され、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10枚目の一部	国際平和協力業務を実施する部隊の通

	<p>信に関する情報であり，これを公にすることにより，運用要領及び能力が推察され，自衛隊の効果的な任務遂行に支障が生じるおそれがあり，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
<p>11枚目，12枚目及び16枚目から23枚目までのそれぞれ一部</p>	<p>国際平和協力業務の情報業務に関する体制及び計画に係る情報であり，当該情報を開示することにより，防衛省・自衛隊の情報関心，情報業務に関する能力又は情報源等の推移，現状又は計画が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
<p>14枚目，15枚目，26枚目から28枚目まで，34枚目，36枚目及び37枚目のそれぞれ一部</p>	<p>国際平和協力業務を実施する部隊の編制に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用能力が推察され，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>
<p>26枚目及び34枚目のそれぞれ一部</p>	<p>国際平和協力業務を実施する部隊の装備に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の運用能力が推察され，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法5条3号に該当するため不開示とした。</p>

文書4 南スーダン国際平和協力業務の実施に関する中央即応集団行動命令の一部を変更する中央即応集団行動命令（中即集団行平命第2-26号電（28.11.181500i））（決裁文書）

不開示とした部分	不開示とした理由
<p>20枚目から22枚目までのそれぞれ一部</p>	<p>国際平和協力業務を実施する部隊の運用に係る情報であり，当該情報を開示することにより，自衛隊の運用要領，能力及び練度が推察され，自衛隊の効果的な任務の遂行に支障を及ぼすおそれがある</p>

	ことから、法5条3号に該当するため不開示とした。
26枚目から30枚目までのそれぞれ一部	国際平和協力業務の情報業務に関する体制、計画に係る情報であって、当該情報を開示することにより、自衛隊の情報関心、情報業務に関する能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
25枚目、26枚目、70枚目及び71枚目のそれぞれ一部	国際平和協力業務を実施する部隊の指揮系統、通信システム等に係る情報であって、当該情報を開示することにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
72枚目から85枚目までのそれぞれ一部	国際平和協力業務を実施する部隊の組織、編成及び装備品等に係る情報であって、当該情報を開示することにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。